

個別的労使紛争のあっせん

労働委員会では、個別的労使紛争を解決するため、あっせんを行っています。

個別的労使紛争とは……

個々の労働者と使用者の間で生じた労働条件、その他労働関係に関する紛争で、具体的には労働時間、休日、配置転換・出向、解雇、パワーハラスメントなどに係る紛争をいいます。

あっせんの対象としない紛争とは……

- ・裁判所で係争中の紛争又は裁判所における民事調停の手續が進行中の紛争
- ・裁判所で判決が確定し又は民事調停若しくは和解が成立した紛争
- ・裁判所で労働審判手續が進行中の紛争又は労働審判手續において調停が成立し若しくは労働審判が確定した紛争
- ・労働基準法等関係法令違反に係る紛争
- ・個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律等に基づき他の機関において指導、あっせん等を実施中若しくは解決した紛争

※労働委員会の行う個別的労使紛争のあっせんは、当事者の譲り合いを促すことにより、紛争を解決に導くものです。

あっせん

申請

個々の労働者、使用者、どちらからでも申請できます。
(他県にお住まいの方でも、千葉県内の事業所に勤務していれば申請できます。)

あっせん員

労働委員会の15名の委員の中から3名の委員(公益委員、労働者委員、使用者委員各1名)があっせん員に指名され、調整を行います。

あっせんの進め方

あっせんは、日時を決めて、労働委員会において労使双方が出席して行われます。あっせん員が双方の主張を聞き、歩み寄りを促し、紛争が解決されるよう努めます。

※フローチャートは、労働争議の調整(あっせん)と同様です。